

令和7年7月30日

内部統制室
内線 2152
直通 092-643-3082
担当 黒石、吉崎

職員の処分について

本日付で、下記のとおり職員の処分を行いましたので、お知らせします。

記

第一

1 被処分者

- (1) 所属部 農林水産部（出先）
- (2) 職 級 一般職員（技師）
- (3) 年 齢 25歳（男）

2 事実の概要

被処分者は、令和7年3月14日、北九州市八幡西区内のスーパーにおいて、食料品5点（計756円相当）を万引きして警察から任意の事情聴取を受けた。
この職員は、その後送検され、同年5月23日に不起訴処分となった。

3 処分内容

停職 3月

第二

1 被処分者

- (1) 所属部 福祉労働部（出先）
- (2) 職 級 一般職員（主事）
- (3) 年 齢 26歳（男）

2 事実の概要

被処分者は、令和4年5月から令和6年11月までの間、生活保護受給世帯等に接して行う指導、相談又は調査の業務に従事したときに支給される社会福祉業務手当について、合計88,380円を不正に受給した。（不正に受給した手当については、令和7年4月までに全額返納された。）

3 処分内容

減給10分の1 8月